

横須賀市報

第1810号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇職員特殊勤務手当支給条例等中一部改正……………	14721
規 則	
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正……	〃
◇事務分掌規則中一部改正……………	〃
◇市営住宅条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇市の施設の供用の休止について……………	14722
◇横須賀市西体育会館の供用の休止について……………	〃
◇横須賀市北体育会館競技場の供用の再開について……	〃
◇土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧につ	
いて……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇横須賀都市計画の決定について……………	〃
◇横須賀都市計画の変更について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	14723
◇放置自転車等の移動について……………	〃
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	14724
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇物品の売払いに係る一般競争入札について……………	14725
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇介護保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇都市公園の供用開始について……………	〃
◇都市公園の名称、区域及び面積の変更について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	14726
教育委員会規則	
◇横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に關	
する規則……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	14727
◇社会教育施設の供用の休止について……………	〃

条 例

職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第1号 (令和3年2月12日) 掲 示 済

職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例

(職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第1条 職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第

37号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。(横須賀市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

規 則

横須賀市規則第5号 (令和3年2月12日) 掲 示 済

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月12日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第35号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、令和3年2月13日から施行する。

横須賀市規則第6号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月25日

横須賀市長 上地 克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条人事課の部第18号を削る。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

横須賀市規則第7号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明
 市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
 市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一
 部を次のように改正する。
 別表第1 浦郷改良アパートの項を削る。
 附 則
 この規則は、令和3年3月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第18号 (令和3年2月5日)
掲 示 済
 市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。
 令和3年2月5日
 横須賀市長 上 地 克 明
 (次のとおりは略)
横須賀市告示第23号
 横須賀市西体育会館は、天井等改修工事のため、令和3年4月1日から当分の間、供用を休止します。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第24号
 横須賀市北体育会館競技場は、令和3年4月1日から供用を再開します。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第25号
 地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和3年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧の期間 令和3年4月1日から同年5月31日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧の場所 横須賀市税務部資産税課

横須賀市告示第26号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年2月1日	和	横須賀市桜が丘2丁目20番16-1644号	居宅介護支援	横須賀市桜が丘二丁目20番16-1644号 株式会社結 代表取締役 徳田美佳
同	ケアプラン虹の谷	横須賀市鴨居1丁目17番16号神脇ビル	居宅介護支援	横須賀市鴨居一丁目17番16号神脇ビル 医療法人社団サークルアモール・ファティ 理事長 山岡一昭

横須賀市告示第27号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年2月1日	生活介護事業所ゆずりは	横須賀市林1丁目23番7号	生活介護	横須賀市林一丁目23番7号 一般社団法人こころの樹 代表理事 青木美佐子

横須賀市告示第28号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき横須賀都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示します。
 その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を決定した土地の区域
横須賀都市計画地区計画追浜駅前地区地区計画	横須賀市追浜町3丁目地内

において準用する同法第19条第1項の規定に基づき横須賀都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示します。
 その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。
 令和3年2月25日
 横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更した土地の区域
横須賀都市計画第一種市街地再開発事業追浜駅前第一種市街地再開発事業	横須賀市追浜本町1丁目及び追浜町3丁目地内
横須賀都市計画高度利用地区	
横須賀都市計画防火地域及び準防火地域	横須賀市追浜町3丁目地内

横須賀市告示第29号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に

横須賀都市計画公園 2・2・159号神明公園	横須賀市神明町地内
横須賀都市計画用途地域	横須賀市佐島1丁目、佐島2丁目、佐島3丁目、芦名1丁目及び秋谷1丁目地内

横須賀市告示第30号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
-------------	---------	--------------	-------	------

はり札等	7	追浜東町3丁目、米が浜通1丁目、森崎1丁目及び大津町4丁目地内	令和3年1月4日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
------	---	---------------------------------	-------------------	------------------

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第31号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動車2輪車		
令和3年1月5日から同月29日まで	台 55	台 3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	6	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	7	2	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	3	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	1	鷹取1丁目、夏島町、追浜東町3丁目、追浜町1丁目、汐入町4丁目、三春町6丁目、衣笠栄町2丁目、池上2丁目、平作2丁目・6丁目、衣笠町、大矢部1丁目・3丁目、森崎2丁目、根岸町4丁目、走水2丁目及び佐原2丁目・4丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	同

同	2	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

公 告

横須賀市公告第23号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	介護保険料納入通知書	12月分及び1月分の納期限は、令和3年3月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第24号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	10月分	令和2年11月30日
		11月分	令和2年12月28日

(別紙略)

横須賀市公告第25号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料決定通知書	11月分から1月分までの納期限は、令和3年3月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第26号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第27号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年2月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	国民健康保険料	8月分	令和2年9月30日
		9月分	令和2年10月30日
		10月分	令和2年11月30日
		11月分	令和2年12月28日

(別紙略)

横須賀市公告第28号 (令和3年2月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方

税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 3 年 2 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 2 年度	後期高齢者医療保険料	11 月 分	令和 2 年12月28日

(別紙略)

横須賀市公告第29号 (令和3年2月15日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和 3 年 2 月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第30号 (令和3年2月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 3 年 2 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第31号 (令和3年2月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 3 年 2 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第32号 (令和3年2月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 3 年 2 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第33号 (令和3年2月16日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 3 年 2 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第34号 (令和3年2月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 3 年 2 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第35号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 3 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	32-26
横浜 横須賀	91-21

横須賀市公告第36号 (令和3年2月25日 掲 示 済)

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 2 条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和 3 年 4 月 1 日からその供用を開始します。

令和 3 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位置（代表地番）	区 域	面 積
走水水源地公園	横須賀市走水 1 丁目88番 1	別図のとおり	平方メートル 23,710
野比かがみ田緑地	横須賀市野比 5 丁目2886番	別図のとおり	平方メートル 18,694

(別図略)

横須賀市公告第37号 (令和3年2月25日 掲 示 済)

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 2 条の規定

により、次の都市公園の名称、区域及び面積を変更し、令和 3 年 4 月 1 日からその供用を開始します。

令和 3 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称		位置（代表地番）	区 域	面 積	
変 更 前	変 更 後			変 更 前	変 更 後
中央公園	平和中央公園	横須賀市深田台19番 1	別図のとおり	平方メートル 39,319	平方メートル 40,518

(別図略)

横須賀市公告第38号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目113番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井3丁目28番21号
原 健 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目9番1号
高 橋 玲 子

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目1935番2及び2013番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目34番17号
秋 本 敏 美
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目21番14号
嘉 山 惣一郎

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目1976番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目5番39号
肥 田 ナヲ子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目5番36号
沼 田 守

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目4183番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目4番21号
植 村 浩 之
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目22番7号
福 本 久 恵
横須賀市長井3丁目3番22号
小 林 永 子

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目1097番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂4丁目10番23号
鈴 木 芳 光

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目1756番2及び1756番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷5301番地
新 倉 和 弥

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目2488番1、2488番2、2492番、2493番、2494番、2495番、2496番及び2497番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂4丁目17番2号
廣 瀬 巖

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名1丁目403番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名1丁目14番7号
高 橋 和 重

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字天王谷955番1及び956番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目6番25号
岸 定 男
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目5番10号
田 中 克 美

記の10

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市岩戸1丁目523番、524番、525番及び526番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市阿部倉9番3号
株式会社三浦半島生物多様性保全
代表取締役 天 白 牧 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市栄区庄戸1丁目16番10号
岩 崎 佳 枝

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第1号 (令和3年2月1日) 掲 示 済

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和3年2月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)
第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉を確保することによる学校教育の水準の維持向上を図るため、教育職員の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。

(2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理
 その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第3に規定する在校等時間をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間(同条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)をいう。次項において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間に45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。
 令和3年2月8日

横須賀市教育委員会
 教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第3号 (令和3年2月1日)
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
 令和3年2月1日

横須賀市教育委員会
 教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年2月4日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則制定について
 - (2) 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について
 - (3) 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について
 - (4) 令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
 - (5) 令和3年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について
 - (6) 学校給食センター条例制定議案の提出について
 - (7) 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例制定議案の提出について
 - (8) 横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について

横須賀市教育委員会告示第4号 (令和3年2月8日)
掲 示 済

市の社会教育施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、